

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（経済産業省）

制 度 名	事業所内託児施設等の割増償却			
税目（条文番号）	法人税（租税特別措置法 第 46 条の 4、第 68 条の 33 （同施行例 第 29 条の 3、第 39 条の 62） （同施行規則 第 29 条の 19、第 22 条の 40）			
見 直 し の 内 容	<p>本税制措置の対象となる事業所内託児施設は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に取得し、又は建設したものと規定されているが、その対象となる期間について延長の要望を行わない。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">+ 4 百万円 （ - 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+ 4 百万円 （ - 百万円）
平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+ 4 百万円 （ - 百万円）			
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>本税制措置については、これまでの活用実績が少なく、平成 22 年度税制改正大綱に示された「租税特別措置の見直しに関する基本方針」に照らしても、延長要望を行うべき措置ではないと考えられる。</p> <p>（平成 21 年度の延長時において、事業主による確認書の交付申請が年度内にもできるようにするなど運用改善を行ったが、適用実績も大幅には増えなかったところ。）</p> <p>また、現在検討されている「子ども・子育て新システム」において、事業所内保育施設についても、新システムによる共通の新たな給付の対象として位置付けられる方向で検討されている。</p> <p>（新システムについては、平成 23 年の通常国会に法案を提出、平成 25 年度の施行を目指す予定。）</p>			